

●香川県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年2月25日から同年3月18日まで一般の縦覧に供する。

平成26年2月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岡田丸亀線（195号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町岡田西字東原925番8地 先から 丸亀市綾歌町岡田西字東原925番3地 先まで	4.7~13.2	57	平成24年香川県告示第 391号で変更した区域 の一部
丸亀市綾歌町岡田西字東原938番1地 先から 丸亀市綾歌町岡田西字東原940番地先 まで	6.6~11.6	48	

- 4 供用開始の期日 平成26年2月25日